

求職活動等に関するルール

(求職者等に対するハラスメント防止のための行動基準)

1 目的

当協会は、「求職者等に対するハラスメント防止方針」に基づき、採用活動等において職員が遵守すべき事項を明確にするため、本ルールを定めます。

職員は、本ルールを遵守し、求職者等の人格及び尊厳を尊重した対応を行わなければなりません。

2 対象

本ルールは、採用面接、会社説明会、職場見学、インターンシップ、実習その他採用活動等において求職者等と接するすべての職員に適用します。

3 面談等に関するルール

(1) 面談時間

面談、面接その他求職者等との対応は、原則として協会が指定する日時に実施します。

(2) 面談場所

面談等は、原則として協会施設内の会議室その他適切な場所又は協会が指定するオンライン会議システムにより実施します。

(3) 実施体制

採用面接等は、原則として協会が指定する担当者が実施します。

(4) 連絡手段

求職者等との連絡は、原則として協会が指定する連絡手段（電話、電子メール等）を用いて行います。職員個人の私用メールアドレス、私用 SNS アカウントその他私的な連絡手段を用いた連絡は行いません。

4 禁止事項

職員は、求職者等に対し、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- ・ 性的な言動その他相手に不快感を与える言動を行うこと。
- ・ 業務上必要のない個人的な連絡先の交換を求め、又は行うこと。
- ・ 業務上必要のない私的な面会、食事、飲酒等に誘うこと。
- ・ 業務上必要のない時間又は場所で面談等を行うこと。
- ・ 採用選考とは関係のない私生活、恋愛、結婚、性的事項等について質問すること。
- ・ 採否その他の立場を利用して心理的圧力を与えること。
- ・ その他、求職者等の人格又は尊厳を害する言動を行うこと。

5 相談・苦情への対応

求職者等からの相談、苦情は次の窓口で受け付けます。

相談窓口： 総務部総務グループ（083-933-0008 ダイアルイン9）

求職者等から相談又は苦情を受けた職員は、速やかに総務部総務グループへ報告し、協会の定める手続に従って対応しなければなりません。

6 職員への周知及び教育

当協会は、本ルールを職員へ周知するとともに、採用担当者その他求職者等と接する職員に対し、必要な教育及び啓発を実施します。

7 施行

本ルールは、令和8年10月1日から施行します。

以上